

福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）  
補助金 公募要領（計画策定事業）

福島県エネルギー課  
令和5年7月10日

## 1 本事業の目的

「福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）」補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素×復興まちづくり推進事業）交付要綱（令和5年3月31日付環循事発第2303317号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素×復興まちづくり推進事業）実施要領（令和5年3月31日付環循事発第2303317号）、福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）及び環境省所管の補助金等に係る事務処理手引に定めるもののほか、当該公募要領等に定めるところにより公募を実施し、地域における再生可能エネルギー活用の普及を図り、福島での脱炭素社会と福島復興まちづくりの両方の着実な実現を図ることを目的とする。

## 2 補助金の申請にあたって

関係法令及び交付規定等の内容及び以下の事項について十分理解した上で申請すること。

- [1] 申請者が福島県に提出する書類には、如何なる理由があっても虚偽の記述を行わないこと。応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、事業の不採択、交付決定の取消等の措置をとることがあり、支払い済の補助金の返還を命じる場合がある。
- [2] 福島県から補助金の交付決定を通知する前（交付決定日前）において、契約等を行った経費については、原則として補助金の交付対象とはならないため留意すること。
- [3] 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施する場合がある。
- [4] 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

### 3 事業概要等

#### (1) 補助対象事業

福島県内の市町村が策定又は策定予定の再生可能エネルギー導入及び利用促進に関する目標と取組を定めた構想や計画に沿って、自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備等の導入に係る事業実施計画の策定を行う事業。

※具体的な施設への設備導入を前提とした計画策定が補助対象であり、施設を特定しない計画策定や、導入可能性調査、研究開発・実証等を主目的とした事業に係る計画策定は補助対象外。

#### (2) 要件

- ア 他国の補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう）の交付を受けて行われる事業でないこと。
- イ 事業の有効性を明確とするための具体的な目標や指標が設定されているとともに、脱炭素を実現する等の先進性やモデル性を有している事業の計画策定であること。
- ウ 構想等に基づき申請をすること。
- ・ 申請者は、申請者自身の構想について「公募要領様式 第4号 申請者構想等説明書」に必要項目を記入し、申請時に提出すること。
  - ・ 申請時点では構想等は無いが、令和7年度までに作成予定である場合は、申請者は「公募要領様式 第4号 申請者構想等説明書」に構想等の作成予定時期と予定する内容を記入すること。
- エ 申請者が民間事業者等の場合は、上記ウに加え、補助対象事業が市町村の構想等に沿った取組であることについて市町村に確認を受けていること。
- ・ 申請者は、「公募要領様式 第5号 市町村の構想等に基づく申請であることの確認書」に必要項目を記入し、事業実施場所の市町村に対し事前に事業を説明した上で市町村の構想等（令和7年度まで策定の予定含む）に沿った取組であることの確認を受けること。
- オ FIT（Feed-in-Tariff）、FIP（Feed-in-Premium）制度による売電を行わない事業の計画策定であること。
- カ 財産処分制限期間を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジットへの登録を行わない事業の計画策定であること。
- キ 補助金の交付申請を行った年度の2月末までに計画策定、費用の支払いを完了すること。
- ク 申請者によって、発電事業が継続的に実施される事業の計画策定であること
- ケ 関係法令等に違反していないこと。

コ 交付規程の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4 申請者

ア 補助対象事業を実施する福島県内の市町村

イ 福島県内で補助対象事業を実施する事業者等

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、以下によること。

- ・2者以上の事業者のうち、1事業者が代表者として申請することとし、当該代表者を本補助金の交付対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得するものに限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令又は本規定に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- ・代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行う。

#### 5 計画策定の対象となる設備等

自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備等で、実用段階にあるものに限る。

#### 6 補助対象経費

事業を行うために必要な人件費、業務費及び工事費のうち、測量及試験費並びにその他必要な経費で福島県が承認した経費（交付規定参照）。

#### 7 補助金の交付額

上 限：10,000千円

補助率：2/3

#### 8 事業期間

交付決定日から令和6年2月29日（木）まで

※事業期間内に、計画策定及び費用の支払いを完了させること。

## 9 申請方法等

### (1) 申請書類

申請に必要な書類は、「公募要領様式 第1号 申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」を確認すること。

なお、審査過程において追加書類の提出を求める場合があるので対応すること。

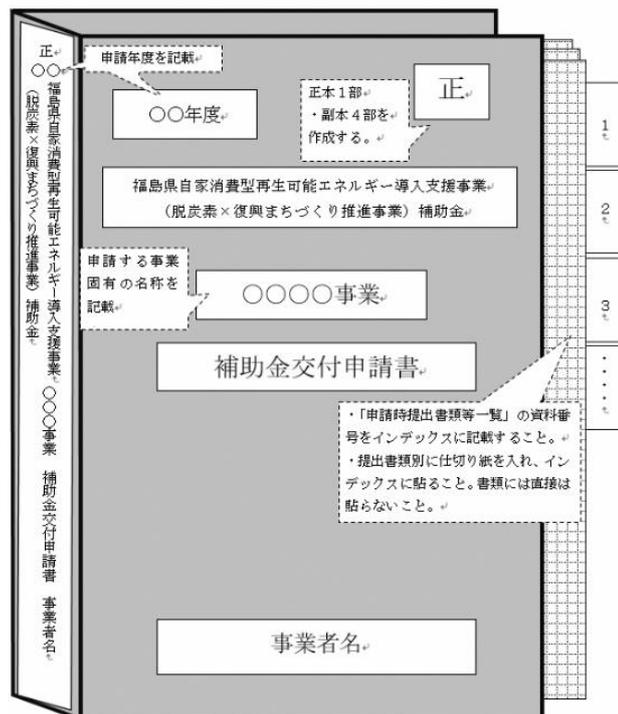
### (2) 公募期間

令和5年7月10日（月）から令和5年7月31日（月）17時 ※必着

### (3) 申請書の提出方法及び提出先

書類（紙媒体）5部（正本1部、副本4部）を提出すること。書類は2つ穴を開け、提出書類等一覧が指定する番号順にファイリングすること。ファイリングする様式等の間に仕切り紙を入れ、資料番号を記したインデックスを貼ること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、本事業名・事業者名・固有の事業名を記載すること。

<申請書ファイリングイメージ>



加えて、当該書類(正本と同じ内容)の電子データを保存した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1部を提出すること(電子媒体には、申請者名を必ず記載すること)。

なお、申請書類は返却しないので、予め控えを取っておくこと。

<提出方法>

持参または郵送等により福島県エネルギー課に提出すること。  
(郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
福島県企画調整部エネルギー課  
自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛て

**(4) 問合せ**

<問合せ受付期間>

令和5年7月10日(月) ~ 令和5年7月24日(月) 17時まで

<問合せ方法>

問合せフォームに質問事項を記入し、送信すること。  
<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202300369>  
※メールや電話での直接の問い合わせは不可。

**10 採択に係る審査**

**(1) 審査方法**

一般公募を行い、審査を経て選定する。

審査結果によっては、付帯条件が付されること、計画の変更を求められることがあるため留意すること。

**(2) 審査内容等**

申請者より提出された申請書について事務局が形式審査を行う。

形式審査に合格したものについて、実質審査を行う。実質審査は、審査基準に基づいて厳正に行い、予算の範囲内で採択を行う。

審査に当たっては、審査会において申請内容についての説明等を求める場合があるので対応すること。

**(3) 形式審査項目**

- ・ 交付規程・公募要領等に定めた補助対象要件を満たしているか。
- ・ 交付規程・公募要領等に定めた申請書類に不備や不足が無い、必要な記載があるか。

#### (4) 実質審査項目

- ・「表1 審査基準・配点」に従い審査を行う。
- ・各審査員の合計点の平均が、30点に満たない場合は採択しない。
- ・項目毎に評価ポイントの一例を記載しているので参考にすること。
- ・審査項目のうち一つでも0点の項目がある場合は、審査会の協議により可否を確定させる。

表1 審査基準・配点

番号	項目	配点
1	<b>補助事業の目的等</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業の目的が適切である。</li> <li>事業の有効性を明確とするための具体的な目標や指標が申請者の構想等において設定されており、その内容が適切である。</li> </ul>	
2	<b>実施体制等</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施に必要な体制が構築されている。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケジュールの設定が適切である。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画が適切である。</li> <li>計画策定に係る費用が適切である。</li> </ul>	
3	<b>計画の具体性、実現性</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備導入を前提とした計画策定である。</li> <li>対象施設のエネルギー消費量・温室効果ガスの排出量等の確認を行った上で、具体の導入設備等が検討されている。</li> </ul>	
4	<b>先進性、モデル性</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数再エネを組み合わせた再生可能エネルギーの自家消費モデルであること等、先進性やモデル性がある事業に係る計画策定である。</li> </ul>	
5	<b>まちづくりや地域社会へ貢献</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共性・公益性の高い事業に係る計画策定である。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入設備が多くの地域住民の目に触れる事業に係る計画策定である。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の計画や構想の達成に貢献する事業に係る計画策定である。</li> <li>地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業に係る計画策定である。</li> </ul>	
6	<b>事務処理の正確性</b>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類の内容が適切である（書類に不足や不備等がない、補助対象対外経費が補助対象に含まれていない等）。</li> </ul>	
<b>合計</b>		<b>60</b>

## 1.1 留意事項等

### (1) 契約等について

交付決定後、契約・発注を行うに当たっては、競争原理が働くような手続き（競争入札若しくは3社以上の相見積）によって相手先を決定すること。

### (2) 補助事業の計画変更等について

交付規定第7条第3号イにいう「軽微な変更」とは、以下に定める場合とする。

ア 補助事業の目的及び効果に影響をもたらさない細部の事業計画変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

※補助事業の内容等に変更が生じる場合は、必ず事前に福島県担当者まで相談すること。

### (3) 完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了した時は、完了日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（交付規定様式第13）を福島県宛てに提出すること。

福島県は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地審査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

### (4) 補助金の支払い

交付額が確定した後に補助金を支払うものとする。

ただし、真に必要なと認める場合においては、福島県との協議を経て概算払をすることができる。

補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、精算（概算）払請求書（交付規定様式第16）を提出すること。

### (5) 定期報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了後3年間、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の定期報告書（交付規定様式第17）を知事に提出すること。

また、本事業を広く周知する目的で事業内容を公表する必要があることを理解し、協力すること。

## (6) 補助金の経理について

補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、交付規定第7条第八号の規定により管理すること。

## (7) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があるが、その場合、根拠となる資料を提出すること。

申請手続の流れ

